

仕 様 書

1 業務名

中央市場廃プラスチック類及びペットボトル搬出処理業務(単価契約)

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務目的

本業務は、中央市場から排出される廃プラスチック類及びペットボトル（以下「廃プラ類等」という。）を適正かつ円滑に搬出処理することを目的とする。

4 業務内容

- (1) 中央市場から排出される別紙に掲げる廃プラ類等について、市場内の廃棄物集積場から搬出し、次の施設に搬入、処理を行う。

区 分	搬 入 場 所	搬出方法
廃プラスチック類	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による事業の許可を受けた者が同法の許可を受けて設置した産業廃棄物処理施設	詳細は以下のとおり。
ペ ッ ト ボ ト ル	再生処理施設	

【搬出方法】

- ① 市場内の廃棄物集積場に廃プラスチック類及びペットボトル集積用のロールオンボックスをそれぞれ配置する。
- ② 場内事業者が分別し、廃棄物集積場に搬入した廃プラ類等を市場内清掃業務受託業者が選別し、ロールオンボックスに積み込むのでこれを随時搬出する。
- ③ ②のほか、発注者が別に集積箇所を指定する場合は、指定箇所に集積された廃プラ類等を随時搬出する。
- ④ 搬出の際、空のロールオンボックスに置き換え、常時配置する。
- ⑤ 搬出する廃プラ類等の重量を場内のトラックスケールで計量する。

(2) 業務に従事する日

原則として、広島市中央卸売市場業務条例施行規則第4条に定める開場日とする。

5 委託料の支払いに係る搬出量

搬出車両1台ごとに、場内のトラックスケールで計量した重量とする。

6 業務実施に当たっての注意事項

- (1) 委託業務の実施に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」等関係諸法規を遵守するとともに、通行人等に危険を及ぼさないよう注意すること。

(2) 廃プラ類等の搬出に当たって使用する車両については、あらかじめ発注者の承認を得るものとする。

(3) 廃棄物集積場では、市場内清掃業務受託業者と廃プラ類等の取扱い、搬出方法等を十分に打ち合わせ、トラブルのないようにすること。

7 報告事項等

(1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者及び従業員の住所、氏名等を報告するものとする。現場責任者又は従業員に変更があったときも同様とする。

(2) 広島市委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は、年間計画書とし、契約締結後速やかに提出し、発注者の承認を得なければならない。

(3) 広島市委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書は、月間報告書とし、翌月の10日（ただし、3月分については3月31日）までに提出し、発注者の確認を受けるものとする。

8 費用負担

業務実施に当たっての必要経費（再生処理等に要する費用を含む。）は、全て受注者の負担とする。

9 その他

(1) 業務実施に当たっては、この仕様書によるほか特約条項による。

(2) この仕様書及び特約条項に疑義のあるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して、これを定めるものとする。

(別 紙)

廃プラ類等一覧表

区 分	品 名	素 材	備 考
廃 プ ラ ス チ ッ ク 類	P・Pバンド		テープ状
	包装ラップ、 ストレッチフィルム	ポリプロピレン外	バラ、シート状
	リンゴ等果物用 フルーツキャップ、マット	ポリエチレン外	網状、シート状
	リンゴ等果物用 張り形緩衝材	ポリプロピレン外	
	野菜、果物用ネット	ポリエチレン外	
	プラスチック製トレイ・かご	ポリプロピレン外	
	野菜、果物用網かご	ポリプロピレン外	
	気泡付エアークッション	ポリエチレン外	商品緩衝材
ペットボトル			キャップ、ラベル のついた未洗浄品 も含む

※ 著しく汚物の付着したものは除く

※ その他、発注者及び受注者が資源化可能と認めるもの